

廿日市市ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請書

年 月 日

廿日市市長様

申請者 郵便番号
住所
氏名
電話番号



標記の補助金の交付を受けたいので、廿日市市ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の名称及び事業の概要

廿日市市ブロック塀等安全確保事業（該当する□の中にレ印を記入してください。）

補助対象ブロック塀等の除却工事

補助対象ブロック等の建替工事（除却・新設）

除却するブロック塀等の種別	高さ（除却前）	延長
	m	m
	m	m

新設する軽量フェンス等の種別	高さ	延長
	m	m
	m	m

2 補助事業の実施期間

自（着手予定日） 年 月 日

至（完了報告予定日） 年 月 日

3 補助対象ブロック塀の所在地 廿日市市

4 補助金交付申請額 金 円

5 補助金交付申請額の算出方法

補助対象経費	除却に要する工事費 (A)	円
	新設に要する工事費 (B) (※建替工事の場合に限る)	円
補助対象経費の2/3	$A \times 2/3$ (C)	円
	$B \times 2/3$ (D)	円
補助金の限度額①	除却工事 (E)	150,000円
	新設工事 (F)	150,000円
交付申請額の算出	C、Eのいずれか小さい額で、1,000円未満を切り捨てた額 (G)	円
	D、Fのいずれか小さい額で、1,000円未満を切り捨てた額 (H)	円
	G+H (I)	円
補助金の限度額②	補助対象ブロック塀等の延長(単位:m)×80,000円×2/3で、1,000円未満を切り捨てた額 (J)	(延長 m) 円
交付申請額	I、Jのいずれか小さい額	円

※ 5の補助対象経費の額(A)及び(B)は、工事施工者に支払う予定の額です。

※ 交付を受けようとする補助金に消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請してください。

※ 関係書類(各1部提出すること)

1. 除却する補助対象ブロック塀等の位置図、配置図及び立面図(除却部分を表示すること)
2. 除却する補助対象ブロック塀等の写真
3. 補助対象ブロック塀等の除却後、軽量フェンス等を新たに設置する場合は、その設計図書
4. 補助対象ブロック塀等の除却又は建替に係る工事費の見積書であって、工事費の内訳が確認できるもの(自由様式。ただし工務店等の押印のあるもの)
5. 安全性に係るチェックリスト
6. 除却しようとするブロック塀等の敷地の土地及び建物の所有が確認できる書類であって申請の日から3ヶ月以内に交付されたもの
 - ア 登記事項証明書
 - イ 固定資産税課税台帳登録事項証明
 - ウ 納税通知書の写し(土地・建物の明細を含む)
7. 口座振込依頼書兼債権者登録申請書
8. 管理者(補助対象ブロック塀等の敷地の土地又は建物の所有者以外の者)が申請する場合、当該所有者の承認書
9. 補助対象ブロック塀等の所有者等の滞納がないことを証する書類
10. その他市長が必要とするもの

別紙

廿日市市ブロック塀等安全確保事業安全性に係るチェックリスト

1 コンクリートブロック造の塀の場合

項目	基準	適合	不適合
① 高さ	塀の高さは2.2m以下		
② 壁の厚さ	高さが2.0m以下の場合、塀の厚さは10cm以上 高さが2.0mを超える場合、15cm以上		
③ 控え壁（高さが1.2mを超える塀の場合）	塀の長さ3.4m以下ごとに控え壁（塀の高さの1/5以上突出したもの）がある		
④ 基礎	基礎がある		
⑤ 傾き、ひび割れ	傾き、著しいひび割れや損傷等がない		
⑥ ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない		

2 組石造の塀の場合

項目	基準	適合	不適合
① 高さ	塀の高さは1.2m以下		
② 壁の厚さ	塀の厚さは高さの1/10以上		
③ 控え壁	塀の長さ4.0m以下ごとに控え壁（塀の厚さの1.5倍以上突出したもの）がある（塀の厚さが高さの1.5/10以上の場合を除く）		
④ 基礎	基礎がある		
⑤ 傾き、ひび割れ	傾き、著しいひび割れや損傷等がない		
⑥ ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない		

補助対象ブロック塀の築造年次 _____ 年 _____ 月頃・不明